

国立大学法人東京学芸大学宿舎規則の一部改正について

改正理由：宿舎事務の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。（平成19年7月30日 臨時役員会 審議・承認）

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が、<u>第3条の2に規定する者に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則において、「役職員」とは、本学の役員及び職員（職員にあっては、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号）の適用を受ける者）をいう。</p> <p>2 この規則において「宿舎」とは、<u>次条に規定する者及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。</u></p> <p><u>(貸与の対象者)</u></p> <p>第3条の2 貸与の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) 本学の役職員</u></p> <p><u>(2) 学長が特に認めた者</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>(宿舎の使用料)</u></p> <p>第10条 宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 本学の成立の際に出資を受けた宿舎については、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）及び関連法令等の算定方法を準用し、各宿舎につき学長が決定する額</u></p> <p><u>(2) 国及び他機関が所有し、本学が借り受けている宿舎については、国及び宿舎を所有する機関が決定した額</u></p> <p><u>(3) 前2号以外の宿舎については、その宿舎の償却額、修繕費、地代及び火災保</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が、<u>第3条に規定する役職員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規則において、「役職員」とは、本学の役員及び職員（職員にあっては、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号）の適用を受ける者）をいう。</p> <p>2 この規則において「宿舎」とは、<u>役職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>[省略]</p> <p><u>(宿舎の使用料)</u></p> <p>第10条 宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、<u>その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第13条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）及び関連法令等の算定方法を準用し、各宿舎につき学長が決定する。</u></p>

<p><u>険料に相当する金額を基礎とし、各宿舎につき学長が決定する額</u></p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成19年8月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第3条の2第2号に定める者には、同条第1号に定める者に宿舎を貸与するの</u> <u>に支障のない範囲内において、当分の間、東京学芸大学の学生を含めるものとする。</u></p> <p>3 <u>東京学芸大学の学生に宿舎を貸与する場合に関し必要な事項は、学長が別に定</u> <u>める。</u></p>	<p>2～5 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>
---	-----------------------------